

## 機械式立体駐車場で発生した事故の意見(平成26年7月報告書公表)に対する実施状況

【機械式立体駐車場の事案(平成26年7月報告書公表)】

No.	意見(平成26年7月18日)	実施内容(平成29年5月現在) 【国土交通省】	実施内容(平成29年3月現在) 【消費者庁】	確認事項 (消費者安全調査委員会)
1	<p>1(1)制度面等の見直し</p> <p>① 現在、国土交通省において検討が進められている、安全性審査に係る駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定による大臣認定制度(以下「大臣認定制度」という。)の見直しに当たっては、過去に大臣認定又は公益社団法人立体駐車場工業会(以下「工業会」という。)の認定を受けた駐車装置であっても、新たに設置する場合には、改正後の大臣認定制度における安全基準に基づき、必要な設計変更等を行った上で、改めて認定を受けることとするなど、利用者の安全に十分に配慮した制度とすること。</p>	<p>国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策のあり方について(報告書)」(平成26年3月機械式立体駐車場の安全対策検討委員会)を踏まえ、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定による大臣認定制度の見直しについて検討し、平成26年7月に駐車場法施行規則の一部を改正し、平成27年1月1日より施行されました。本改正により、大臣認定制度の下で、機械式駐車装置の構造・設備と併せて安全性についても基準を定め、これらの基準への適合を認定の要件にするとともに、機械式駐車装置の安全性について、第三者的な専門機関が国の代行審査を行う制度として、安全性に係る認証の手続き、当該事務を行う者(登録認証機関)の登録手続き・要件及び登録認証機関の中立・公正な運営を確保するための所要の規定を整備しました。</p> <p>また、過去に大臣認定を受けた型式の機械式駐車装置については、経過措置として施行日から1年6月の間に限り設置を認め、平成28年7月1日以降は、新たな制度に基づく大臣認定を受けた型式の装置のみ設置を認めることといたしました。</p>		<p>機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年12月25日国土交通省告示第1191号)内容の一部(例: 囲いの基準、照明照度の基準)は、機械式駐車場技術基準及び日本工業規格に示された基準より安全性が低い内容となっているが、より安全性が確保されていると考えられる「機械式駐車場技術基準」(工業会発行)に合わせる予定はないのでしょうか。</p>
2	<p>② 工業会に対して、「機械式駐車場技術基準」(工業会発行)(以下「技術基準」という。)の全面的な見直しを行う際、実際の利用環境や人の行動特性も考慮したリスクの分析、評価など十分なリスクアセスメントを行い、平成26年度中に改定するよう促すこと。また、製造者に対しても、上記技術基準の見直しに併せて、各社の設計基準の整備、見直しを促すこと。</p>	<p>消費者安全調査委員会からの意見を踏まえ、平成26年8月4日、公益社団法人立体駐車場工業会に対して、同工業会が取り組んでいた機械式駐車場技術基準の改定作業について、リスクアセスメントを十分実施した上での改定を平成26年度中に行うこと、また、機械式駐車場技術基準の見直しに併せて、同工業会の会員各社に対して、設計基準の整備、見直しを促すことを要請しました。</p> <p>これを受けて、同工業会では、平成27年3月に機械式駐車場技術基準(案)をとりまとめ同年4月に改定し、会員各社に対して、機械式駐車場技術基準への適合を要請しています。</p>		<p>①技術基準の「はじめに」の記載内容として、利用者の状況によっては、駐車装置内へ運転者以外のものを同伴せざるを得ない状況も考慮した内容に変更すべきと考えますが、貴省の見解を御教示ください。</p> <p>②工業会へヒアリングを行った結果、リモコン操作に関する技術基準(無人確認方法と非常停止機能)については、安全性の向上が必要と考えますが、貴省の見解を御教示ください。</p>
3	<p>③ 駐車装置の安全性に関する基準について、国際的な機械安全の考え方に基づき質的向上を図り、業界全体に適用させるため、JIS規格化について早急に検討を進めること。</p>	<p>国土交通省では、平成27年度に公益社団法人立体駐車場工業会が開催した「機械式駐車設備の安全規格・JIS原案作成委員会」に委員として参画するなど、同工業会が取り組む機械式駐車設備の安全基準のJIS規格化の取組に協力してまいりました。本JIS原案に基づき、平成28年9月12日付けで工業標準の制定等に係る申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、平成29年5月25日に国際標準規格(ISO12100)に対応したJIS規格(機械式駐車設備の安全要求事項(JIS B 9991))を制定しました。</p>		<p>本JIS規格について、機械安全の観点から十分とは言えない点(乗降領域で検知すべき事象等)があると思われませんが、貴省の見解を御教示ください。</p>

No.	意見（平成26年7月18日）	実施内容（平成29年5月現在） 【国土交通省】	実施内容（平成29年3月現在） 【消費者庁】	確認事項 （消費者安全調査委員会）
4	④ 駐車場法(昭和32年法律第106号)は、駐車面積が500㎡以上の一般公共の用に供する駐車場のみで政令で定める技術的基準への適合を求めているため、マンション居住者用の駐車場等に設置されている駐車装置には適用されない。これらの駐車装置についても、その安全性を確保するための法的な整備の検討を早急に進めること。	国土交通省では、改正駐車場法施行規則の施行に併せて、平成26年12月25日に標準駐車場条例を改正し、附置義務駐車施設で用いられる機械式駐車装置について、大臣認定装置と同等の安全性を有するものの設置を要求する規定を追加し、地方公共団体に対して通知しました。 これにより、マンション居住者用の駐車場等についても、条例により、大臣認定装置と同等の安全性を有するものの設置が義務付けられることとなります。		重大事故の発生状況を確認した結果、約6割の事故がマンションの駐車場で発生していると考えられる。 既存のマンション居住者用の駐車場等の安全確保について、貴省の見解を御教示ください。
5	⑤ 製造者から利用者への安全に関する情報提供を確実にするための仕組みの検討を早急に行うこと。	平成26年3月に策定・公表した「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」の中で、製造者の取組みとして、装置の危険性や適正な使用方法について、使用者に対して十分な説明や注意喚起を行うこと等を記載するとともに、公益社団法人立体駐車場工業会に対して、機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について依頼しています。 また、消費者安全調査委員会からの意見を踏まえ、平成26年10月に同ガイドラインを改定し、製造者等に対し、関係主体による協議の場において、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うこと等を新たに求めることとし、消費者庁との連名により、同工業会に対して、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について要請しました。 さらに、昨年9月には、各関係主体の取組みの具体的な実施方法や実施上の留意事項等を取りまとめ、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き」を公表するとともに、消費者庁との連名により、同工業会に対して、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進について要請しました。 このほかに、消費者庁及び立体駐車場工業会との連名で注意喚起を促すための広報ツールとしてチラシ及びポスター等を作成し、立体駐車場工業会を通じて関係各社に対して配布し、利用者に対しても周知できるように機械式駐車装置への貼り付けを要請しています。		関係主体による協議の場の実施状況を御教示ください。
6	(2)既存の設備への対応 工業会によるリスクアセスメントの結果判明した、重大な事故につながる高いリスクについては、本調査報告書にある再発防止策等を参考に、目標年限を区切る等して既存駐車装置の改善を促進するための施策を講ずること。また、後述の2(1)に記載のある関係者間の連携による安全対策の検討・実施を促すこと。	消費者安全調査委員会からの意見を踏まえ、平成26年10月に「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を改定し、既設の装置について、関係主体は、駐車装置ごとに協議の場を設け、連携・協働して安全対策に取り組むこと等を新たに盛り込むとともに、消費者庁との連名により、関係団体に対して、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について要請しました。 また、昨年9月には、既設の装置における安全対策をさらに推進するため、管理者が既設装置の安全対策の実施状況を確認することができる「管理者向け自己チェックシート」を新たに作成・公表するとともに、消費者庁との連名により、関係団体に対して、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進について要請しました。		過去に発生した重大事故について、当該製品がJIS規格に基づく製品であった場合、相当数の事故が未然に防止できたと考えられます。このことから、再発防止のためには、既存不適格製品への対処が重要と考えますが、実施内容に示された事項の他にも、何らかの対応が必要ではないでしょうか。

No.	意見（平成26年7月18日）	実施内容（平成29年5月現在） 【国土交通省】	実施内容（平成29年3月現在） 【消費者庁】	確認事項 （消費者安全調査委員会）
7	<p>(3)事故情報収集及び公開の仕組みの構築            駐車装置で発生した事故情報の継続的な収集・分析を行い、その結果を適切に公開するとともに、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」(平成26年3月、国土交通省)及び技術基準の見直し、製造者への情報のフィードバックを行うなど、事故の再発防止及び駐車装置の安全性の向上を図るための仕組みを構築すること。</p>	<p>平成26年7月より、国土交通省のホームページにおいて、公益社団法人立体駐車場工業会から提供のあった事故情報を公表しています。            また、同工業会では、会員各社から提供のあった事故情報をもとに再発防止策を随時検討し、安全対策の実施や利用上の注意喚起について関係各社に対して要請するとともに、ホームページ上で公表しています。            こうした事故情報については、今後の機械式駐車装置の安全基準の見直しにも活用していく予定であり、JIS規格についてもその内容について改めて適正であるかを日本工業標準調査会で審議することとします。</p>		
8	<p>2(1)安全対策の検討・実施の推進            駐車装置は一度事故が起きれば重大な被害の発生につながることを踏まえ、目標年限を区切る等して、製造者、保守点検事業者、所有者・管理者(マンション管理組合を含む。)、利用者に対して、協議の場を設置し、連携した安全対策の検討・実施を促すこと。</p>	<p>国土交通省は、平成26年10月に「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を改定し、            ・既設の装置について、関係主体は、駐車装置ごとに協議の場を設け、連携・協働して安全対策に取り組むこと            を新たに盛り込みました。            さらに、昨年9月には、各関係主体の取組みの具体的な実施方法や実施上の留意事項等を取りまとめ、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き」を公表した。            その他は、右に同じ。</p>	<p>消費者庁及び国土交通省の連名で、関係団体に対して、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用の一層の推進について要請しました。</p>	<p>No. 5に同じ。            本件の事故調査対象とした各駐車場では、見直された技術基準のうち、現在までにどのような安全対策が施されたかを御教示ください。</p>
9	<p>(2)安全利用の推進            製造者、設置者及び所有者・管理者に対して、駐車装置の安全な使用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に向けた説明の徹底を促すこと。また、製造者及び保守点検事業者等に対して、所有者・管理者と協力して利用者に向けた教育訓練の実施を促すとともに、利用者に対して参加を促すこと。</p>	<p>国土交通省は、平成26年10月に「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を改定し、            ・製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること            ・利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけることを新たに盛り込みました。            さらに昨年9月には、各関係主体の取組みの具体的な実施方法や実施上の留意事項等を取りまとめ、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き」を公表した。            その他は、右に同じ。</p>	<p>国土交通省及び消費者庁は、特にマンション等の駐車場の管理組合や利用者の皆様に安全対策として、チェックしていただきたいことを「管理者向け自己チェックシート」に取りまとめ、公表しました。</p>	

No.	意見（平成26年7月18日）	実施内容（平成29年5月現在） 【国土交通省】	実施内容（平成29年3月現在） 【消費者庁】	確認事項 （消費者安全調査委員会）
10	(3)注意喚起の実施 駐車装置が有する危険性及び駐車装置を利用するに当たっての注意点を取りまとめ、継続的な注意喚起を実施すること。	右に同じ	<p>平成26年6月に、消費者庁及び国土交通省及び公益社団法人立体駐車場工業会の連名で注意喚起チラシ及びポスターを作成し、立体駐車場工業会を通じて関係団体、自治体等に配布し、機械式立体駐車場に関わる製造者、保守点検事業者へ使用を依頼しました。</p> <p>また、平成27年7月に、消費者庁及び国土交通省及び公益社団法人立体駐車場工業会の連名で利用者の目にとりやすい機械式駐車装置の操作盤付近に貼り付けられる注意喚起シールを作成しました。消費者庁及び国土交通省連名で、立体駐車場工業会を通じて製造者、保守点検事業者へ配布し、注意喚起シールの機器への貼付を依頼しました。</p> <p>さらに、平成28年2月には、同工業会の要望を受けて注意喚起シールを追加し、同工業会を通して、製造者、保守点検事業者へ配布し、注意喚起シールの機器への貼付を依頼しました。</p> <p>昨年9月には、各関係主体の取組の具体的な実施方法や実施上の留意事項等を取りまとめ、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き」として公表するとともに、消費者庁及び国土交通省の連名で、関係団体に対して、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進について要請しました。同時に、国土交通省及び消費者庁は、特にマンション等の駐車場の管理組合や利用者の皆様に安全対策としてチェックしていただきたいことを「管理者向け自己チェックシート」に取りまとめ公表しました。なお、利用者に対する注意喚起のためのチラシ及びポスター及びシールのPDFデータは、消費者庁ホームページに掲載し、利用者による閲覧とダウンロードが可能になっています。</p>	